

ヴェイクセル

「公正な課税の一新原則について」 (1)

池田浩太郎

杉ノ原保夫

凡例

公正な課税の一新原則について

序言 (『財政理論研究』1896年, 序言より)

- I. 序論。従来の見解にもとづく課税の主要諸原則 (以上本号)
- II. 国家経済の経済理論。(ザックスおよびマッツオーラの労作の論評)。
付録 累進税の理論のために
- III. 政治生活の今日的発展にたいする財政学の従来の方法の不充分性
- IV. 租税協賛の(相対的)一致と自由意志性の原則
- V. 上に展開した原則の諸帰結。手数料もしくは租税による費用充足
- VI. 諸帰結の一層の展開。租税もしくは公債による欲求充足
- VII. 租税のいわゆる社会政策的観点について
- VIII. 結語

凡 例

周知のようにヴィクセルは、19世紀後半から20世紀前半にかけて活躍した、スウェーデンの代表的経済理論家である。「しかしヴィクセルは、決定的であるとまではいわないが、近代財政理論的分析の生誕への貢献をもなしたのである」¹⁾。とはいえ、われわれが比較的容易に接近しうるヴィクセルの財政学的文献は、非常に限られている。単行書としては、わずかに『財政理論研究並びにスウェーデン租税の論述と批判』1896年（原文はドイツ語）の一書があるのみである²⁾。以下ではこの著作を『財政理論研究』と略記しよう。

書名からも推察されるとおり、この著作は二つの研究テーマを追求するものである。その一つは、まさに本書の主要テーマである財政理論の研究である。ヴィクセルはこれに、二つの論考を配している。もう一つは、本書の副次的テーマともいうべき、スウェーデン税制を対象とするものである。彼はこれに、一つのかかなり長い論考を充てているのである。

われわれは、ヴィクセルの著作『財政理論研究』の内、いわば財政理論研究部分の全体をなす、第1、第2の論考を順次邦訳することにした。この作業をとおして、ヴィクセル財政学説の全容の、直接的解明に迫りたいと思ったからである。

ただし、ここに訳出した2論考のタイトルに注目する限り、ヴィクセルの『財政理論研究』のテーマは、主として租税論研究であり、それも、租税転嫁論と租税原則論とに限定されたものではあった。曰く

第1論考 「租税帰着学説のために」 Zur Lehre von der Steuerincidenz

1) Richard A. Musgrave, 1910- , Wicksell und die Geburt der modernen Finanztheorie, in: Knut Wicksells Opus. Eine kritische Würdigung, Düsseldorf 1988, S. 39.

2) Knut Wicksell, 1851-1926, Finanztheoretische Untersuchungen nebst Darstellung und Kritik des Steuerwesens Schwedens, Jena 1896.

第2論考 「公正な課税の一新原則について」 Ueber ein neues Prinzip der gerechten Besteuerung

第1論考、第2論考の訳出にあたっては、『財政理論研究』の「序言」における、それぞれの論考への言及部分をも併せ邦訳して、それぞれの論考の最初の部分に配置してみた。

邦訳の進め方に関していうならば、全体としては、わが国で翻訳上の慣例となっているものに、したがったつもりである。

ただし、ヴィクセル自身もいうように、とくに「この第1論考は、主として経済理論の微妙な論点を取り扱い、それに応じて、むしろ専門家サークル相手の書き方をしている」（ヴィクセル、前掲書、序言、6ページ）。それゆえ、経済理論の面でも、またその数学的処理の点でも、その展開を簡略化している場合が多い。したがって、邦訳にあたっては、まず、ヴィクセル自身の見解を、ありのままに正しく把握することにつとめた。そして、一つには訳者たち自身のために、もう一つには、この邦訳を読まれる方々のためをも考えて、通常の邦訳書とくらべて、かなり多くの、かつ、ときによると、かなり長い訳者の補足を、〔 〕の形で本文に入れることを試みた。蛇足と思われる場合には、〔 〕内の部分は安んじて飛ばし読みしていただきたい。もちろん、第2論考の邦訳にあたっては、基本的には同様の姿勢を持したつもりである。

さらに、原文のヨリよい理解に資するために、訳文では次のような、いくつかの処理をおこなった。

1. 原著の構成に若干の修正を試みた。たとえば、第2論考末尾の付録は、その内容にかんがみて、第2論考、第Ⅱ節の末尾に移した。また、原著巻末に見られる「訂正と補遺」とは、それぞれ適宜に、適当と思われる所で、これをおこなうことにした。
2. ヴィクセルの引用文献の表記には、かなりの程度の不備がみとめられる。それゆえ訳文では、とくに断ることもなしに、文献名をできる限り

精確かつ完全なものに修復しておいた。また、文献引用にあたっては、原著では引用箇所のみ明記などがなく、かなり多い。このときにも、邦訳では、訳者たちの手許にある文献をもとに、できる限りこれを明記することにした。しかし、比較的長い時間を費したにもかかわらず、完全にはこれを補うことができなかった。人名についても、重要なものに限り、第1・第2論考それぞれの初出の所に、フルネームと生没年とを添えておいた。

3. ヴィクセル自身、自分のドイツ文を「貧弱かつ下手クソ」(arm und ungelenk ヴィクセル、前掲書、序言、12ページ)と危惧している。彼の心配どおり、彼のドイツ文は、語の配列、表現様式などの点で、かなり旧く、われわれにとっては相当程度、理解に困難が伴うものであった。

それゆえまず、われわれは、文章のニュアンスを損うおそれがあるのも顧みず、長いセンテンスは敢えて2、3の文に分割して訳してみた。文意の把握の容易化を重視したからである。長いパラグラフについても、同様な分割を同様な理由からおこなったケースもある。

ついで、文意の一層明確な把握を考えて、非常に多用されている、先行詞を特定しにくい代名詞なども、できる限り実詞におきかえて訳出することを試みた。ただし訳者たちは、このために却って、文意を取り違えた箇所も生じたのではないかとおそれている。

また、原語推定の便宜を考えて、訳者たちが必要だと思った場合には、原語を添えておいた。

4. 欄外には原著のページ数を記しておいた。

ヴィクセルの著作『財政理論研究』所収の、第1・第2論考の邦訳ないしは全面的研究の企ては、かつていくつか存在していたようである。訳者たちが手にしえたものの内、最も重要な業績のみをあげてみよう。

第1論考については、慶応義塾大学の飯野靖四教授が、綿密周到なる準備をもって邦訳に着手されたようである。訳者たちの知る限り、教授は少

なくとも『三田学会雑誌』第62巻2号、昭和44年2月より第65巻5号、昭和47年5月までの間に、8回に亘り、その研究成果を世に問うておられる。しかしながら、これら業績の公表から20年以上をへた今日にいたっても、われわれは教授の訳業を目にすることはできない。

第2論考に関していえば、早稲田大学の山之内光躬教授が、雑誌『早稲田社会科学研究』第36号(1988年)以降、同誌に年に1回程度の割合で、「ヴィクセル『財政理論研究』を中心にして」という副題をもった論文を連載中である。これは、ヴィクセルの第2論考の邦訳そのものよりも、ヨリ多くの労力を要する精細な第2論考研究といえよう。

これらの貴重な業績が存在しているにもかかわらず、われわれは敢えて、両教授の研究成果なども参照しつつ、試みに第1・第2論考の邦訳に着手した。なによりもまず、ヴィクセル自身が述べている所に、邦語でじかに接したいし、また接していただきたい、と思ったからである。この訳業の所々に見られるであろう誤訳、不適訳などについて、専門の方々の御指導をいただければ幸いである。

すでに推察していただいているとは思いますが、ヴィクセルのドイツ語原文は、文意不明瞭な箇所がいくつも見受けられる、外国人のドイツ文である。しかも、参照すべき英訳などについては、第1論考では、第Ⅱ節の(数学)付録3ページ分の、マズグレイブの英訳があるのみのようである¹⁾。ただし、第2論考には、全体の $\frac{2}{3}$ 程度をカバーしている、ブキャナンの英訳がある²⁾。邦訳にあたっては、もちろん、これらの英訳も適宜参照させていただいた。

租税転嫁学説や租税原則学説の発展における、ヴィクセル理論の意義や

- 1) Richard A. Musgrave, Taxation in the Monopoly Case by Knut Wicksell, in: Readings in the Economics of Taxation, American Economic Association Series, London, 1959.
- 2) James M. Buchanan, 1919- , A New Principle of Just Taxation by Knut Wicksell, in: Classics in the Theory of Public Finance, ed. by Richard A. Musgrave and Alan T. Peacock, 1922- , London and New York, 1958.

貢献を探究することは、本邦訳の解題的論述をおこなうことである。これについては、邦訳の後に付すことになるであろう。

そもそもこの邦訳は、共訳者の1人である池田浩太郎が、1980年代後半に第2論考を、1990年代はじめに第1論考を、それぞれ成城大学大学院経済学研究科での、「財政学」の講義と演習のテキストに選んだことに端を発する。これには共訳者の他にも、伊藤和行、山本晋也、望月はつき、野村和、小林康治、原藤純子、泉博司の方々が参加された。

また、共訳者が訳文を決めかねた箇所については、ボン大学のフォークト教授 Fritz Voigt, 1910- の門下生であり、現在は Bayerische Vereinsbank 東京支店長のバーロン博士 Peter Baron, 1944- の解釈を参考にさせていただいた。

いうならば、この邦訳は、これらの人々をも含めた共同作業の側面をももっている。しかしながら、邦訳に関する一切の責任は、あげて共訳者のみに帰することは、いうまでもない。

公正な課税の一新原則について

序 言（『財政理論研究』1896年、序言より）

S. VI 〔本書の〕第1論考〔「租税帰着学説のために」〕は、主として経済理論の微妙な論点を取り扱い、それに応じて、むしろ専門家サークル相手の書き方をしている。しかるに、この第2論考は、基本的には、はるかに実際的的目的というものを追求しているのである。そして、そもそも租税問題に関心をもつ誰にでも、ほんのわずかな困難もなしに読まれうるようになっている。

支配的諸学説にたいしては、かなり「異端的」である私の立場を、つとに最初から強調しておくために、私はこの論考にたいして、故意に若干挑戦的なタイトルをつけてみた。ところで、本論考〔の内容〕は、公正な課税の[・]新[・]原[・]則〔そのもの〕よりも、むしろそもそも、課税に関して達成さすべき公正の[・]基[・]準〔の現実化〕を、[・]実[・]際[・]に[・]保[・]障[・]す[・]べ[・]き[・]方[・]法[・]を[・]ヨ[・]リ[・]多[・]く[・]含[・]む[・]ものである。

S. VII この原則自体は、実際には[・]利[・]益[・]原[・]則、給付対[・]反[・]対[・]給[・]付[・]の[・]均[・]等[・]という周知の原則に他ならない。ただ私は、この原則の妥当領域と適用可能性とを、次の二つの側面に向かって拡充しようと試みるものである。すなわち、その一つは、ザックス Emil Sax, 1845-1927 およびザックスの追隨者たちの例になら[・]い、限界効用と主観価値という近代的概念を、公共給付と私個人の[・]反[・]対[・]給[・]付〔の領域〕にも適用することによって、〔拡充しようとする〕のである。私見によれば、（ただしザックスの意見によるのではない）、いま述べた利益原則にたいする最重要な諸異議が、これによって、つとに予め、予さ[・]きのく[・]じ[・]か[・]れたものになるであろう。

ついで〔もう一つは〕、租税原則自体を、今日租税権力が受け容れ、将来はおそらく一層普遍的に保持されるであろう〔政治的〕形態と、つまり議会の租税協賛と、関連づけることによって、〔拡充しようとするの〕である。——しかもこの側面の拡充については、私は実際、いかなる先駆者をも、あげることができないのだ——。そして、どんな条件が付けば、給付対反対給付の原則が——そもそも適用できる、すべてのケースにおいて——議会による租税立法のもとで、いわば自動的に効力を発生させようように、なるのであろうか。その諸条件を設定すべく努力することによって、〔拡充しようとするの〕である。

今日では、私的イニシアティブに任ざれたままになっているか、あるいは、(公定料金原則ないしは手数料原則の適用のもとで) 国家によって、全く「私経済的」様式で経営されている事業がある。私見によれば、前述した所によって、これらの活動の多くは、ためらうことなく、しかもすべての者の利益のために、本来の意味での公共の事業に変えられうるかも知れない、ということにもなるであろう。

しかし私は、利益原則が依然として適用できず、むしろ有機的国家観と、これにもとづく先験的な、給付能力と犠牲の比例性とにしたがってアレンジされた租税分配のみが正当とされる、公共活動の領域もまた存在することを、決して否認してはいない。

ここでは私は、ただ通常なされているよりも若干狭く、この〔領域の〕境界線を引くだけである。そのために私は、この領域を、主として次の諸ケースに限定するのである。すなわち、総体 Gesamtheit 自体も、したがって総体の構成員たちも、第三者にたいして(たとえば、国家への債権者にたいして)、義務を負っているケース。しかもそれゆえに、この義務に関する経費額も、たいいてい、つとに既定とされているようなケースに限定するのである。——国家(ないし地方公共団体というもの)が、その真の本性上、将来においても免れえないような——義務を引き受けることが問題となる

S. VIII ケースを考えよう。とにかく私見によれば、この場合にも（しかも一層エネルギーギッシュに）、臣民の自主課税権 Selbstbesteuerungsrecht を保持し、守らなければならない、ことになるであろう。

最後に私は、租税権力がどこまで、政治的公正の諸要請のみならず、社会的公正の諸要請をも満足すべきであろうか、という困難な問題に手短かに取り組む。すなわち、租税権力はどの程度まで、以前に承認され、しかも不可侵のものと前提されてきた、現存の所得分配自体を修正すべき、意識的目的から出発すべきであろうか、という問題に手短かに取り組むのである。

私の論述の多くを、人々が「ひとりよがりの机上の空論」 Stubenspekulation と称したくなるであろうことは、私もよくわきまえている。この呼称を私は甘受しよう。自己完結的・自己無矛盾的体系の構築を、とりわけ重視する限り、私の論述が「ひとりよがりの机上の空論」であることは事実である。それゆえに私は、自分の理論をとことんの帰結まで追求することに、決してしりごみしなかったのである。

これらの私の理論の内、どれだけのものが、近い将来実際に使われるようになるのか——ないしは、いずれかでも、使用されるようになるのか否か——。これについては、実際家たちが決定してよいであろう。私は実際家たちの批判、並びに、そもそもあらゆる客観的な批判を、有難く受け付けるつもりでいる。

私としては、学問的功績の大きい若干の人々の見解に、批判的に対抗しないわけにはゆかなかった。私の批判が純粹に客観的なものであり、しかも学問の振興への関心からのみおこなわれた、ということをおかっていただきたい、と思っている。それにしても、私が攻撃した作家たちの諸業績から、まさに私が、とりわけ汲み取った多くの教示にたいし、率直な謝意をかれらに表明することは、私の義務だと感じている。学界に知れ亘った、しかも当然の名声を博している人物である、アードルフ・ワグナー

Adolph Wagner, 1835-1917 のような人にたいしては、かかる証言というものは、不要なことでさえあろうと思われる。エーミル・ザックスにたいしては、私見によれば、この領域では、道を拓いた主要な功績は、とうぜん、彼にあたえらるべきであることを、もう一度強調しておきたい。もしザックスにならって、この道に足を踏み入れた者が、この道を非常に有望だと思ったので、ザックス自身が、しばし立ちどまった〔にすぎない〕地点にとどまったままであっても、思うにこれは、むしろザックスの名誉になることであろう。

I. 序論。従来の見解にもとづく課税の主要諸原則

租税帰着の問題から、公正な課税の問題へと移るとき、われわれが会合するのは、全く別種の一連の困難である。その諸原理が本来経済学の基本的諸法則と合致せざるをえない限り、租税帰着の領域では、使用さるべき諸原理に関しては、殆ど疑義はおこりえなかつた。そして、実際に利用しうる問題の解決というものを、たいていの場合に、困難に、ないしは殆ど不可能にしたのは、まさに経済理論そのものの未発達な状態のみであったのだ。しかし、公正な課税の諸原則の問題領域においては、ひとたび、それらが正しく見いだされた場合には、諸原理の適用、すなわち、諸租税の分配、並びにそれらの具体額の算定は、全く政府ないしは議会自体の自由な選択に委ねられるであろう。——いうまでもなく、選ばれた税種の最終帰着について、ある程度確かな判断があるという前提のもとにはある——。そして、ただ一つの、しかし明らかに、それだけに一層著しい困難は、この公正な課税の最高の諸原則の発見にあるのである。

S. 77 この困難は、さしあたりまず、公正概念自体の多義性、相対性および移ろいやすさに、もとづいている。たしかに、われわれの課題の、それぞれ
 の解決の試みは、必然的に多少とも書き手の一般的政治観や社会観に、彼の外見上の社会的地位や彼の個人的共感や反感に、彩られているのではな
 かりょうか。言うもあたりまえのことではあるが、公正は本来、同じラシク
 の人々の間でのみ出現する。上から下への公正は、つねに、いんぎん無
 礼、ないしは、それどころか軽蔑といった、一定の臭みをもっている。下
 から上への公正は、いままで非常にしばしば、仕返しと同義のようなもの
 であった。

しかし、これらについても無視しよう。そして、到達すべき目標について、自らが完全に明瞭であるか、ないしは明瞭であると信じている、としよう。だがこの場合にも、次のことが問題となるや否や、人々は大変困惑

するであろう。すなわち、個々人ないし国民諸階級の、かれら相互間の、およびかれらの国家への関係は、きわめて多様な形態をとる。しかしかかる関係を、ここで考察されている〔公正な課税の原則の〕領域において、あるただ一つの、すべてを包みこむ、加えて明瞭に表現された、そして実際の税務で実行可能な、規定に総括するということが問題となるケースがこれである。かかる状況下では、公正な課税の原則に関するさまざまな見解が、見かけほどには相違していないのは、不思議でさえありえよう。

周知のように〔課税原則の領域では〕、従来より主として二つの基本原則が相對峙していた。——これらの基本原則についての、すべての一層個人的な諸見解は、本来ニュアンスの差と見なされうるものである——。すなわち、「給付対反対給付」の均等ないし比例性の原則、および他方、生じた「犠牲」の均等ないし比例性の原則が、この二つの基本原則である。換言すれば、これらは各自の「利益に応じた課税」と、「給付能力に応じた課税」ないし負担能力に応じた課税なのである。

この二つの抗争している原則の内では、給付能力原則が今日では圧倒的に優勢な原則として、みとめられてはいる。だが、近代的經濟理論家たちの内の最も傑出した人たちこそが、この原則を、決して唯一正当なものとしては承認しなかったのである。

しかしながら、給付能力原則の勝利は、おそらくはこの原則の、ほんとうの、それ自体に起因する、長所によるものでは殆どなかったであろう。むしろこの勝利は、次のことにもとづいていたのである。すなわち、人が最初のありきたりの、きまり文句をこえて突き進むべきことになるや否や、税法や諸租税の規模の「給付対反対給付」にもとづく解明が、そもそも課税の最重要な問題の多数に、単純には適用しえないと思われたことによるのである。

給付対反対給付のほんとうの均等というものは、個別的利益によって国家に誘

S. 78 発される特定の費用が、確かめられうる場合にのみ、問題となりうるであろう。しかしこれは、減多にはありえないケースなのである。だが、しばしば試みられたように、個人の税額の尺度として、国家諸給付の総体の個々の構成員にとっての主観価値を採用するとしよう。そうすると、この価値は、だいたいの場合には、そもそも、いかなる既知の手段をもってしても測りえないし、しかも多くの場合、計り知れないほど高い、とさえ見なされうる、といった困難が生ずる。これは、おのずから明らかのように、租税という公課の、〔給付対反対給付の〕「均等」並びに「比例性」〔の実現〕を不可能にするであろう。

加えてさらに、国債の利払いのための経費というような、ある種の公共経費は、そもそも納税者への、いかなる「給付」をも含んではいない。むしろ、かかる経費は、単純に以前国家が引き受けた義務のために、生ぜざるをえないものなのである。また、別の、たとえば救済のための経費は、明らかに特定の国民階級にのみ、直接的効用があるにすぎない。しかるに、これに関する費用は、それ以外の階級に分配されざるをえないかも知れないのだ、等々。

逆に、別の諸領域では、犠牲説ないしは給付能力説が、同じく一般に承認された事実に適合しそうなことを、これら学説の擁護者たちは、あまり気にかけなかった。租税論において犠牲説を唯一の支配的学説にすべく、この適合しそうな別の諸領域を、むしろ国家の「私経済的」活動に属する領域だとして、本来の租税論から単純に押しだしてしまったのである。同時に人は、残った領域を好んでより重要な、国家の本来的任務に一層相応した領域と称した。そして犠牲説自体を、利益説よりも「より高度な」国家観に根ざしたものと称したのである。

しかし、にもかかわらず、——たとえばアードルフ・ワグナーのような——犠牲説を擁護する理論家たちによってさえ、「利益に応じた」課税の原則が困難なく適用されえた所では、ほぼどこでも、この原則が保持されてきた。——したがって、公定料金 Taxpreise や手数料 Gebühren に関してだけでなく、そもそも、国家の諸給付にたいして、特定の構成員な

いし住民諸階級の側で、ある個別の利益を確かめうる所ではそうなのである——。かくして給付能力原則の純粹支配は、本来的に給付対反対給付の均等ないし比例性の要請では、全く片づけられえないような領域に限定されることになった。もし給付能力原則を真に支配的な、すべての課税のための基礎となる原則、と理解すべきであるならば、これは明白に、若干珍妙と思える手法というものである。

S. 79 課税の実際に関していうならば、少なくとも諸租税の総体に注目する限り、それは、今日までの所、かなり偏った諸原理から出発したものである。これは私が以下に示そうとつとめる所である。

さて、財政論の領域での、均等犠牲（ないし比例犠牲）の原則にたいする近代的作家たちの偏愛もまた、無条件的に学問的進歩というものであったのであろうか？ 少なくとも一つの、それも一つの非常に重要な関連において、私はこの問いに敢えて否と答える。それがもつ頼りなさにもかかわらず、給付対反対給付の理論は、少なくとも次の点で優越していた。すなわち、この理論は、国家経済のもう一つの側面である経費の側面と一定の接触を保ち、しかも諸租税の具体額について、ある程度上限というものを示す点で、優越していたのである。それぞれの公共経費が、それぞれの人々にたいし、給付に対応した反対給付を提供しなくなるや否や、〔この原則によれば〕それぞれの公共経費と、それに対応した、それぞれの租税もまた、斥けられざるをえなくなるからである。この場合、各人が彼の〔納付した〕貨幣の代りに、対応した埋め合わせを獲得した範囲内では、公正の要請は少なくとも、おのずから充足されたことになるであろう、等々。

つまり、この点では犠牲説は、はるかに劣っているように思われる。犠牲説は単に諸租税の分配についてのみ決定しようとし、また決定しうのみである。犠牲説は課税の総体、（したがってまた、個々の課税）の絶対額については、ほんのわずかな情報をさえ、あたえないのである。

かくして人は、〔犠牲説的視点からは〕租税の絶対額決定の問題を、全く

拒否せざるをえない。これはいうまでもなく、非常に便宜ではあろうが、しかし私見によれば、あまり学問的ではないであろう。——でなければ、諸租税の具体額を理論的に決定すべき、それぞれの試みにあたり、必然的に——少なくとも課税の総体に関しては——つねにそれが、うまくゆく限り、再び利益原則に援けを求めることを余儀なくされるであろう。

若干の著作家たちは、犠牲説のこの難点をよくわきまえてはいる。しかし私の見る所では、これをあまりにも軽く考えているのである。後に論評されることになっている、マツオーラ Ugo Mazzola, 1863-1899 の著作『『財政学の科学的論拠』1890年』への書評において（『コンラート年報』1890年7月号 *Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik, Neue Folge*, 21. Band, 1890), ヨーゼフ・カイツル Josef Kaizl は次のことを「財政の（ただ一つの）任務」と言明した。すなわち、それは、「国家権力の至上命令にもとづいて、まさに公共資金から充足さるべき、——集合欲求 *kollektive Bedürfnisse* であれ、個人欲求 *individuelle Bedürfnisse* であれ——これらの欲求の充足のために必要とされる、財源を調達すること」〔前掲コンラート年報, 94-95 ページ〕, これである。この至上命令, 換言すれば、諸租税の具体的大きさの算定は、かくてカイツルによれば、財政とはそもそも、なんら関連のないものであった。

S. 80 同じ視点でローベルト・マイヤー Robert Meyer, 1855-1914 も、所見を表明している。彼によれば、「実に本質的には行政任務の遂行に依存している国家の入用額は、正規には、財政〔学〕の論述の内には入れえない。租税問題の実際的決定にあたっては、また「理論的財政〔学〕においても」¹⁾。

いうまでもなく、シェフレ Albert Schäffle, 1831-1903 とワーグナーと

1) 『公正な課税の諸原理』1884年, 172 ページ *Die Prinzipien der gerechten Besteuerung in der neueren Finanzwissenschaft*, Berlin 1884, S.172 [ただし、マイヤーの原文では *in der theoretischen Finanzwissenschaft* とあるのを、ヴィクセルは……*Finanzwirtschaft* の形で引用している]。

は、財政学の領域について、それほど狭くない見解を主張してはいる。しかし、おおまかにいって、これらの著作家たちもまた、同じ立場なのである。

周知のようにシェフレは、「すべての非国家的入用のバランスよい（比例的）充足にたいする，国家入用の同様な国民経済的にバランスよい（比例的）充足」を、「財政学の最高の原理」¹⁾として定立した。たとえおそらくは、若干不明瞭に定式化されているとしても、私見によれば、これは非常に重要な原則である。しかし、この原則をシェフレが実際に使用したり、かかる要請の履行ないし不履行について決定させるような、そのような方途を指示したりするのを、私は見いだしえないのである。アードルフ・ワグナーは、もちろん政府予算案の「検討にあたっての指導の原則」として、議会の側からこれを定立する場合に、忌憚なく次のようにぶちまけている。すなわち、「その国家給付が総体に効用がある、ないしは価値があるそれ以上に、高い犠牲を国家活動が総体に課すような、あらゆる国家活動ないしは国家活動のあらゆる種類は、それゆえ、このためのあらゆる経費もまた、斥けらるべきである」、等々²⁾。

さてしかし、これを企図された国家活動への、おこりうべき拒否の唯一の根拠として許容したとしよう。そうすると、理論的には、この命題の肯

1) 『租税政策の諸原理』1880年、17ページ Die Grundsätze der Steuerpolitik und die schwebenden Finanzfragen Deutschlands und Oesterreichs, Tübingen 1880, S. 17 [ちなみに、ヴィクセルも若干不明瞭と評している、この原理を、シェフレ自身は前掲書、16ページで次のように総括している。すなわち、「国家入用と非国家入用との、[国民経済的に] バランスのよい（比例的）充足の原理」。これはいわば、財政学の最高の一般の原理である、とシェフレは考えているのである。池田浩太郎『公債政策思想の生成と展開』千倉書房、平成3年、265ページを参照]。

2) 『財政学』第1部、第3版、1883年、第34節、70ページ Finanzwissenschaft, 1. Theil, 3. Aufl., Leipzig und Heidelberg 1883, S. 70. — [いま述べた絶対的拒否性の他に存在する、] ワグナーが同所で言及している、(同じ活動が、私人や私人の結社などで遂行された場合よりも、より高い費用がかかることからの)「相対的拒否性」については、ここでも、この後においても、単純化のために無視することにしよう。

定的補足は免れがたいものとなる、と私には思われる。すなわち、これが総体に効用を約束し、したがって価値ありと思われるよりも、ヨリ小さな犠牲しか総体に課さなくなるや否や、議会の側では、そのようなあらゆる国家給付とあらゆる公共経費に、協賛すべきことになるのである。問題となる公共活動の、見込まれる効用と比較しての、総体の経済的犠牲は、換言すれば、単に否定的側面へ向ってのみでなく、同じく肯定的側面へ向っても、私経済的財の公共目的および私的目的のための、両使用種類の境界を決定することになるであろう。

S. 81

しかし、かかる原則というものは、犠牲説の信奉者たちとともに、租税額の分配を、さまざまな国家給付の個人価値との、あらゆる関連から解放するや否や、殆ど必然的に共産主義に到達させるであろう。それも言葉の最もわるい意味での共産主義に到達させるのである。あれこれの偽装のもとに、あまり恵まれてはいない階級の所得を改善するために、富者たちから貨幣を取り立てることを意図することに他ならない、あらゆる公共支出。この公共支出は、全体の立場から見ると、犠牲をこえたプラスの効用というものを、あたえることになる。したがって、これを是認せざるをえないことになるであろう。Aは10,000マルク、しかしBはわずか1,000マルクの所得をうるものとしよう。そして、後に計110マルクをA、Bで等分するといった形で分けるための、たとえばAから100マルク、Bから10マルクを徴収するような、ある「国家活動」があるとす。この場合には、この「国家活動」は、Aにとっては犠牲の過剰を、これにたいして、Bにとっては利益の過剰というものを惹きおこすであろう。この過剰分は、さしあたり絶対額で考えると、双方とも45マルクとなる。さてしかし、45マルクという額は、その分配の以前でも以後でも、AにとってはBにとってよりも、おそらくはヨリ小さい主観価値しかもたないであろう。それゆえに〔主観価値的には〕、犠牲の過剰もまた、効用ないし利益の過剰よりヨリ小さく、したがって、総犠牲もまた、総効用の利益よりヨリ小さいこと

にもなるであろう。——これが証明すべきことであつたのだ。

たとえこの異議が、いかにわかりきつた、しかも殆ど些細なものと思われようと、この異議がどう反論されうるかを、私は理解することができない¹⁾。

S. 82 大部分の国々の、現下の租税立法組織のもとでは、たしかにかかる〔共產主義化への〕危険は存在しない。むしろ、まさに正反対の、しかし事態を真に改善することにはならない危険が存在するのである。殆どいたる所で富裕階級でもある、最も政治的影響力をもつ階級は、心理的必然性をもって、国家支出の効用を圧倒的に、ないしは、全くかれらの立場から判断する。さて引き受けられた租税負担は、ただ犠牲の均等のみの顧慮のもとにはあるが、その後一層均等に分配されたとしよう。にもかかわらず、比較的下層の階級が、決定された国家経費の内に、必ずしもかれらに課せられた犠牲の、充分なる埋め合わせというものを獲得しうるのではない公算は、つねに大きいのである。

しかしながら、ワグナーとともに、純犠牲説を、「個々人の利益、享受ないしは有利さというものが、欠けていたり、測定不能であつたり」²⁾するケースのみに妥当させるとしよう。その場合には、さきの異論は、多少とも薄弱なものとなるであろう。しかしこのときには、人がそもそも、そのような国家給付の総効用を、その給付のために総体の側で必須となる犠牲の総額と、いかにして比較しうるであろうかも、また、明瞭ではないのである。

-
- 1) 私が本文中で述べた所をもって、未だ次の問題には全然ふれてはいなかった、と記すことは余分なことではあろう。その問題とは、今日の財産分配と所得分配の正当性、ないしは不当性をめぐる問題である。並びにここからでてくる、公正な課税のための諸帰結の問題。およびとくに、課税は現存の所得分配を若干均等化させるよう機能すべきである、という要請の問題である。このワグナーの周知の要請は、ここでの問題ではない。かかる問題のすべては、後になって、はじめて論述されうるであろう。第7節を参照。
 - 2) 『財政学』第2部、第2版、1890年、第179節〔435ページ。ただし、この引用文は、ワグナーの原文から語を拾いだして、つないだものである〕。

もし国家給付の効用が、総体の個々の構成員にとって0であるならば、その総効用もまた、0と異なることはありえないであろう。しかし、各個人の効用が測定不可能であるならば、私見によれば、少なくともその総計であるその総効用自体を、近似的にさえも測定し、これを総犠牲と比較することも、同じく困難であろう。——この場合、総犠牲の側は、あたえられた、ないしは計画された租税分配毎に、(たとえ必ずしも容易には測定されえないとはいえ)、つねにある一定の総計を表しているのである。

にもかかわらず、この比較はおこなわれる。そうでなければ、あれやこれやの公共経費を受け容れるべきか、ないしは拒否すべきか、という問題についての租税協賛議会の審議、「政府と議会とのこの協定」(ワグナー)〔前掲書、第1部、70ページ〕は、実に完全に無目的であろう。もし、そもそも言葉の本来の意味における財政学が、問題であるべきであるならば、ここでわれわれは、明らかに解決せざるをえない理論的困難の前に立つことになる。ワグナーは主張する。給付対反対給付の租税原則は、社会の発展過程の間に、ますます背景に追いやられ、給付能力原則がヨリ一般的に貫徹されるようになる〔ワグナー、前掲書、第2部、437ページ〕。しかし実際には、今日の諸国家においては、課税はますます議会の意志に依存するようになってきている。そしてもし議会が、納税者たちの利益の代表でないときには、議会は無価値なものである。もし利害関係者たちによる課税というものが、利益に応じて課税される結果とならないならば、それは奇妙なことであろう。

周知のようにジョン・ステューアート・ミル John Stuart Mill, 1806-1873 は、給付対反対給付の均等の原則、彼自らの表現でいう「報償 quid pro quo 原則」の、断乎たる反対者に属していた。ミルのいつもの習慣であった以上に、若干ヨリ冷笑的な仕方、彼は次のような人々について述べている。すなわち、「公正の普遍的諸原則をもって、財政規則の基礎としては不充分であるとして、むしろかれらの意見によれば、対象にヨリ精確

に対応したなにものかを、もとうとする人々¹⁾についてである。——いうまでもなく、この場合、「普遍的公正の諸原則」と「均等犠牲」の理論とは、無造作に同じであると前提されている。ミルが利益に応じた課税に反対してもちだした、最も本質的な議論は次のようなものである。すなわち、「国家行政は非常に卓越した程度において、すべての人にかかわる事項であるから、誰が最大の利害関心をこれにもつかという問題は、重要なことではない」。

もし、国家の最も基本的な活動が問題であるならば、おそらくは上のようにいえるであろう。ミルが別の所で主張しているように、次のことは正しくさえありえよう。すなわち、もし国家の保護的給付が欠落するようなことになれば、肉体的および精神的にかなり弱い社会の構成員たちは、最も苦しむであろう。いな、おそらくは他の構成員によって奴隷とされてしまふであろう、と〔『経済学原理』第5編、第8章、第1節〕。しかしながら、実生活での租税問題にあつては、人は決して、国家がそもそも機能することをやめるべきか否かを決定しえない。むしろ、殆どいつも、国家生活のさまざまな分野での、国家活動の今日的範囲のあれこれの変更、すなわち、あれこれの拡大、ないしは、(はるかに稀であるとはいえ)制限のみが問題になるにすぎないのである。

(ある税の他の税による代替といった)単純な租税整理の問題が、いかにしていま述べた問題に帰せられうるであろうかについては、私は後に示そうと試みるつもりである。

1) ミル『経済学原理』第5編、第2章、第2節 Principles of Political Economy, with Some of their Applications to Social Philosophy, 2 vols., London, 1848, Book 5, Chapter 2, § 2 [末永茂喜訳『経済学原理』全5冊, 岩波文庫, 昭和34-38年では、この引用は(5)の29ページ, 4行下のそれは(5)の31ページにある。ただし訳文は、ヴィクセルの独訳文からのものであることにかんがみ、この邦訳書にはよらなかった]。

国家の一般的活動ないし国家の特定種類の活動は、全体的に見れば、それに要する犠牲の量を、はるかにこえた効用をうみだす。にもかかわらず、国家活動の限界単位は、それに対応した犠牲の額と、全く対比しうる〔効用の〕量というものを形成している。このことは、いまや非常におこりうることであろう。いな、これは実際つねにおこるケースにちがいない。そうでなければ、現実には国家活動の拡大にたいする、いかなる限界もなくなり、また、議会のこれについての審議も無用な企てになるであろう。しかし、問題となっている国家給付の効用が、そもそも犠牲の量と比較可能となるとしよう。こうなるや否や、国家給付の効用が、ある人にとって他の人よりもヨリ高い、ないしはヨリ低い度合いで帰属させられるか否か、ということが「重要ではない」とは、もはやいえないであろう。このことはむしろ、たしかに、その公共活動の成立にとって、決定的重要性をもつものなのである。

たとえば、ある新しい国家施設が問題であるとしよう。その施設は、社会のいずれの階級にも害となったり、あるいは、どうでもよかったりすることすらない。しかしながら、その本性上圧倒的な程度で、ある特定階級に有益であるか、ないしは少なくとも、他の階級よりも、その特定階級からヨリ高く評価される施設であるとしよう。さて、最初から決められている租税分配というものを、徹頭徹尾固持したいとする。この場合には、これは非常に容易に、この国家活動の新拡張が、納税者の代表の内で決して多数票をえられないことにもなるであろう。必要とされる諸租税の、あれこれ別の分配のもとでは、おそらくは満場一致で議決されさえする、であろうにもかかわらず、そうなるのである。

その適用が、租税協賛の典型的諸ケースの内の、あるケースにおいて、一般に有用な国家諸施設の中止と、これによる全同胞の厚生促進の中止へと、必然的に帰結するかも知れないような原則。しかし、このような原則というものは、普遍妥当的な租税原則としては承認されがたい。

それゆえ、ミルのかかる一面性に対立してアードルフ・ワーグナーが、次のケースで、利益に応じた課税の原則を妥当させようとしたことは、非常に賞賛に値することである。すなわち、共同体 *Gemeinschaft* の個々の構成員ないし階級の、測定可能な特殊利益というものが確かめられるすべての場合、がこれである。しかし、ワーグナーがこの領域を、ある種の文化目的ないし厚生目的のみを含む、〔公共活動〕領域とするとき、私見によれば、彼はこの領域をあまりにも狭めている。一方、私の見解では、さまざまな国家経費の合理的範囲設定が問題の場合には、利益原則は、あらゆる種類の国家活動のケースで、使用可能であり、また使用されざるをえないのである。しかるに、いうまでもなく、現代の同胞市民たちの利益とは別の顧慮からの経費が問題となるや否や、利益原則の適用可能性は決定的に排除される。たとえば、以前に引き受けた国家の義務のために生じた経費のケースがこれである。

S. 85 たとえば、特定カテゴリーの国家公務員の増員、ないしは俸給改善といった——国家活動のある特定分野内部での計画された拡張は、このために、個々人の側では、決められた額を拠出せざるをえなくさせられる。しかし、この拡張が、個々人自身ないしは、とくにその個々人に関係ある人々に、どこまで犠牲に対応した効用をもたらすであろうか。これを決定することは、しばしば個々人にとっては非常に困難であるにちがいない、ということはあるにせよ。しかしながら、なんらかの仕方で解決されざるをえず、また解決される、同じような困難な課題を、私経済生活はありあまるほど提供している。これについての、おおよそにでも明確な観念というものを形成することが、個々人にとって全く不可能であるとしよう。その場合には、効用と総体への犠牲とを、互いにバランスをとらせることは、なおさら *a fortiori* 不可能であろう。——そしてこの決定を、最も卓越した大政治家に任せたとしても、そうであろう——。これらのことは、その限りでは、確かなことではある。しかしながら、大政治家や官僚のか

なり高い認識は、結局は、問題の技術的側面のみにふれるにすぎない。かれらは、課税によって自分たちが使いうるようになった、あれこれの貨幣額でもって、なにを成就しうるであろうかを知ってはいる。しかし、計画された活動が総体の構成員たちにたいして、個々人が費用を負担した以上に効用があるのか否か、ということは事柄の経済的側面である。——これについては結局、個々の個人たち自身、ないしは議会におけるかれらの代弁人として、かれらに近い考えをもつ人々以上に、ヨリよく決定しうる者は、誰もおらないのである。

かくて、同時に実際的には最も重要と思われる、この極限の場合においては、利益に応じた課税の原則、いな、給付対反対給付の均等の課税原則さえも、全く所をえているのである。ここでは、なにか別の公正動機によって、租税の分配が影響されることもありえないし、またそうなるにはおよばない。ただし、人がそのために要請されていた犠牲よりも、彼自身に（ヨリ大きいか、ないしは少なくとも）同じ大きさに思えるような、利益があたえられることに、誰もが不平を訴えることがありえない限りにおいてのことではある。しかし、当該国家給付の限界効用と、このために徴収された私的財の限界効用との間の均等が、ある納税者、あるいはある納税者階級にとって、かなえられていないか、ないしは、かなえられていないと思える場合を考えてみよう。このときには、この納税者ないしは納税者階級は、間違いなく過重負担だと感じ、そしてその国家給付の効用が、全体的に見れば、生じた個々人の総犠牲の価値をはるかにこえていることで、決してなぐさめられることはないであろう。

S. 86 ここで試みられている諸考察が、価値および限界効用についての近代的諸見解と、いかに密接に関連しているかについては、容易に理解される所である。この諸見解が、単に狭義の経済学にとってのみならず、理論的財政学にとっても、同じように重要なものであるにちがいないことは、当初からありそうなことと思われていた。

さしあたりは、ただ私経済的側面のみからではあるが、メンガー Carl Menger, 1840-1921 のイデーをもってくることが、ローベルト・マイヤーにとって租税分配の問題へのかなり深い理解に、どれほど高度に資したのか。これを見いだすためには、実際たとえば、彼の『公正な課税の諸原則』(1884年)についての、すぐれた労作をしらべるだけで充分である。ジェボンズ William Stanley Jevons, 1835-1882 の影響を受けて、若干のオランダ経済学者たちが、同じ方向で活躍した。かれらについては、一部は後に論ずるであろう。

しかしながら、この関連において、エーミル・ザックス並びにザックスが選んだ道をたどった——主としてイタリアの——著作家たちは、ヨリ高い目標に立ち向った。かれらは限界効用と財価値のイデーを、単に諸租税の分配のみでなく、諸租税の具体額の算定にも適用した。もって公正な課税の全問題を、ある程度倫理的問題から純経済的問題へと変えたし、また変えようとしたからである。

以下においては、まず、この学派の私がよく知っている諸業績、すなわち、ザックスの労作『理論的国家経済原論』1887年 *Grundlegung der theoretischen Staatswirthschaft*, Wien 1887. 並びにマツオーラの著作『財政学の科学的論拠』1890年 *I dati scientifici della finanza pubblica*, Roma, 1890. を手短かに検討してみよう。

ザックスたちの見解が、基本的にはなんら目新しいものをも提示していないこと。これは、国家欲求と私的欲求との「バランスよい(比例的)充足」という、シェフレの租税政策的公準の示唆にもとづいて、カイツルが既述の書評で主張した所である〔カイツル, 前掲書評, 93ページ〕。しかしながら、かかる要請の定式化は、すでに示唆しておいたように、従来あまりにも不明瞭であり、科学にとっても稔りをもたらさないものであり続けた。かかる主張の概念的内容、並びにその充足の実際の諸条件の、かなり深奥な探求によって、このあまりにも漠然とした定式化を、ヨリ精確な、

積極的に利用しうる定式化におきかえること。私見によれば、これが財政理論の最重要な課題の一つとなるであろう。このためには、近代的価値理論は、すでに私経済的領域で役立ったと同じように、おそらくは〔財政理論にも〕役立ちうるであろう。すなわち、近代的価値理論が私経済的領域で、「生産費額と主観的使用価値量との間の差額」としての交換価値という、同じくシェフレに由来する^註、真実ではあるが、しかしあまりにも漠然とした見解を、比較にならないほど鋭く、理論的にも実際的にもヨリ裕り多い見解に交替させたように。

S. 87

近代的価値理論は、それが財政学に向うや否や、具体的現実や国家権力の決定的重要性、およびそもそも、現実社会の政治構造の軽視にもとづく、あまりにも「形而上学的」(イデオロギー的)な思索に陥っている、とカイツルは告発する〔カイツル、前掲書評、95ページ〕。しかしこの告発は、既述の諸著作をかえりみると、おそらくは無造作には論駁されえないであろう。しかしこの欠陥が、この方法自体に必然的に備わっているものではないことは、後の1節で私の示そうとつとめる所である。

訳注 シェフレの交換価値論については、たとえば、彼の経済学上の主著『人間経済の社会的体系』第1巻、第3版、1873年、107節以下 Das gesellschaftliche System der menschlichen Wirthschaft, ein Lehr und Handbuch der ganzen politischen Oekonomie,....., erster Band, 3. Aufl., Tübingen 1873, § 107 ff. を参照。ちなみに、この節の194ページで、シェフレは、自然的交換価値を、自由競争のもとにおける需要量と供給量との全面的・経済的均衡下での、「供給に代表される一連の個人的費用価値額と、需要に代表される一連の個人的使用価値額との比率 *Satz (Satz)*」というふうに定義している。